



2024年11月8日

各 位

上場会社名	株式会社 富山銀行
代表者	取締役頭取 中沖 雄
(コード番号	8365)
問合せ先責任者	取締役常務執行役員 森永 利宏
(TEL	0766-21-3535)

従業員持株会を通じた当行従業員への譲渡制限付株式付与制度の導入に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、2024年2月に創立70周年を迎えたことを記念し、当行従業員に対して、当行の従業員持株会である富山銀行従業員持株会(以下「本持株会」といいます。)を通じて、譲渡制限付株式を付与する制度(以下「本制度」という。)を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

本制度は、当行が創立70周年を迎えたことを記念し、当行従業員の日頃の貢献に感謝の意を表すること、及び当行の企業価値の持続的な向上に向けたインセンティブを付与することにより、当行従業員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当行従業員に対して譲渡制限付株式を付与するものです。また、譲渡制限付株式の付与を通じて、当行従業員の財産形成の一助とすることも目的としています。

2. 譲渡制限付株式の付与方法等の概要

譲渡制限付株式の付与は、①本持株会の会員のうち、本持株会を通じて譲渡制限付株式の付与を受けることに同意した者(以下「対象従業員」といいます。)に対し、当行から特別奨励金として金銭債権を支給し、②対象従業員が当該金銭債権を本持株会に拠出して、③本持株会が対象従業員から拠出を受けた金銭債権を当行に対して一括して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当行の普通株式の発行又は処分をする方法で行うものとします。対象従業員は、本持株会を通じて、譲渡制限付株式としての当該普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

今後、具体的な内容が決定いたしましたら、速やかに開示いたします。

以 上